

令和 2 年度の病床配分の対象及びスケジュール（案）

令和 2 年度の療養病床及び一般病床の配分は、平成 28 年 7 月に策定した地域医療構想に基づき、下記のとおり行います。

記

1 対象の病床

医療法第 7 条第 2 項の規定に定める「療養病床」及び「一般病床」

2 事前相談の資格

以下のいずれかに該当するとともに、結果通知後 1 年以内に病院等の開設許可（変更許可）を申請できる者

ア 病院の開設又は病院の病床数の増加を予定する者

イ 診療所の病床の設置又は診療所の病床数の増加を予定する者

3 病床配分までの流れ（予定）

令和 2 年 4 月当初	病床配分（募集）通知発送
令和 2 年 8 月 7 日（金）まで	事前相談計画書（案）の確認
令和 2 年 8 月 31 日（月）まで	事前相談計画書の提出期限＜必着＞
令和 2 年 9 月から調整会議前まで	区市町村毎の協議①
令和 2 年 11 月から令和 3 年 1 月まで	地域医療構想調整会議での協議①

※ 整備する病床数が一定数以上の者に地域医療構想調整会議での説明を求めます。

（再調整が必要な場合）令和 2 年度内	区市町村毎の協議②
令和 3 年 5 月から同年 7 月まで	地域医療構想調整会議での協議②
令和 3 年 9 月	東京都医療審議会への報告
令和 3 年 9 月末	申出者へ結果通知

※ 地域医療構想調整会議の調整結果次第で配分の時期が変更となる可能性があります。

※ 重点的に感染症の入院患者を受け入れる意向がある医療機関への優先配分については、病床配分の募集当初から周知を行った後、令和 2 年度第 1 回の地域医療構想調整会議で地域の意見を聴取します。調整の状況次第で上記のスケジュールが変更となる可能性があります。